

第4号議案

平成28年度 事業計画



社会福祉法人

福寿会

目次

はじめに	1
第1章 組織図・職員数	2
第2章 村岡ケアステーション 居宅介護支援事業	2
第3章 特別養護老人ホーム 村岡ホーム事業	4
第4章 村岡ケアステーション ショートステイ事業	6
第5章 村岡ケアステーション デイサービス事業	7
第6章 片瀬しおさい荘 デイサービス事業	8
第7章 村岡在宅介護支援センター事業	10
第8章 片瀬地域包括支援センター事業	11
第9章 軽費老人ホーム 村岡ケアハウス事業	12
第10章 保健・衛生管理	13
第11章 栄養管理・調理	14
第12章 防災・消防	15
第13章 職員研修	16
巻末 年間予定表	

はじめに

政府は1億総活躍社会の実現に向けて、昨年の11月26日、緊急対策を決定しました。経済政策の一層の強化が必要とすると同時に、少子高齢化という構造的な問題に真正面から取り組み、「希望出生率1.8」「介護離職ゼロ」という二つの目標達成に直結する政策に重点的に取り組むとされています。保育や介護を担う社会福祉法人にとって、社会から大きな期待を受けるとともに、その目標の実現のための恩恵が少しはあると思われましたが、具体的な対策を見ると実際は大きく違いました。「介護離職ゼロ」に直結する対策として、2020年代初頭までに特別養護老人ホームなどの介護施設を約50万人分以上増やすとされ、人材不足を招いている職員の賃金水準の低さへの対応は見送られました。介護福祉士を目指す学生らへの返還免除付きの学費貸付制度の拡充や復職する介護士への再就職支援策などが盛り込まれましたが、2020年度に約20万人と推計されている人材不足はさらに拡大します。全産業よりも10万円低い月額平均賃金を改善しない限り、現在介護業界で働いている方も他の業界へ流れてしまう心配もあります。また、徐々に周知されてきた地域包括ケアシステムの構築も、大きな役割を担うプロがいない状況では、絵に描いた餅となるのは明白です。今年の春以降にまとまる1億総活躍プランに期待したいところです。

2月に入り、2014年度の高齢者虐待件数が発表されました。介護施設の職員による虐待が、過去最多の300件となり、2012年度から倍増したとのことでした。川崎市にある有料老人ホームでの虐待の報道は記憶に新しいところです。自分なりに原因を分析すると、施設数や若く経験の少ない職員の増加も考えられますが、やはり介護人材不足も影響していると思います。厳しい職場環境の中、時間的な『ゆとり』もなくなり、虐待や事故に繋がってしまうのではないのでしょうか。そもそも他人を介護する、助けるという行為は、自分自身に『ゆとり』がなければできないと思います。また、若く経験の少ない職員を研修等に参加させることも、現場に『ゆとり』がなければできません。虐待する人間や虐待があった施設をかばうつもりはありませんが、介護人材不足が現場において悪循環を招いているような気がしてなりません。

さて、本会の運営に目を向けると施設開設20年を迎えた記念すべき平成27年度は、おおよそ順調に運営できたと考えています。在り方を問われている社会福祉法人にとって課題である地域貢献については、村岡・片瀬地区において活動している関係団体と積極的に係わり、わずかではありますが地域との信頼関係が進展したと感じています。平成28年度も引き続き、地域包括ケアシステムの構築のため、地域の福祉活動に協力するだけでなく、事業を通じて積極的に地域の皆様と係わっていきます。また、平成27年度は介護保険制度や報酬の改定によりかなり厳しい経営を見込んでいましたが、一人ひとりの職員の努力により法人全体の経常的な収支は当初の予想よりは良い数字となる見込みです。しかしながら平成28年10月から、藤沢市においても、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護について、市が取り組む地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に移行します。利用者には不利益がないようしっかりと対応するとともに、2つのデイサービス事業所を運営している本会にとって、どういった影響があるのか、見極めていきます。

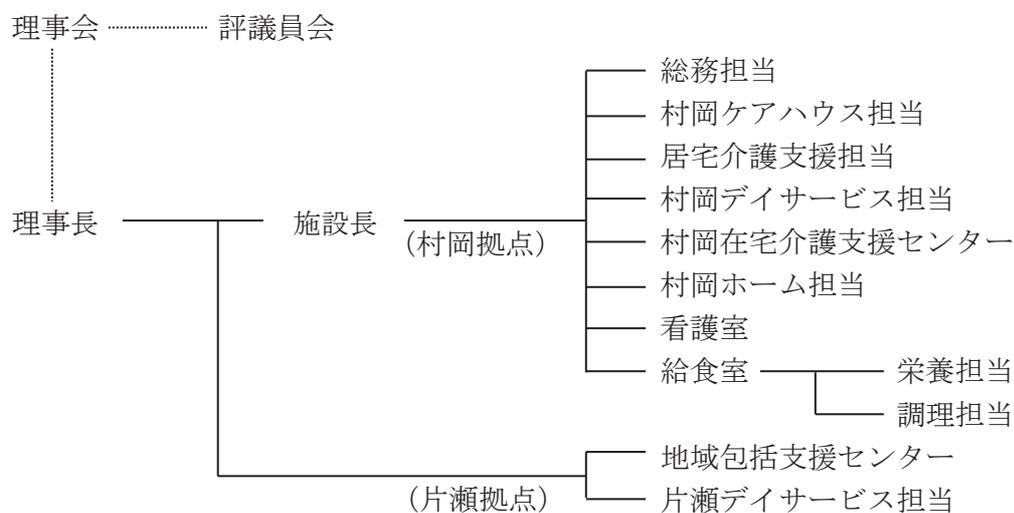
事業とは別に、社会福祉法の改正、マイナンバー制度やストレスチェック制度など、新たに本格的に取り組まなければならない義務的な課題もあります。大規模修繕も実施しなければなりません。本会がクリアしなければならない仕事は時代の変化により大幅に増加しているのは間違いありません。しかしながら私は何かをやり遂げる上で『ゆとり』を持つことはとても重要であり、仕事が『楽しい』と思えなければ決して良い成果は生まれないと考えています。新たな体制で迎える平成28年度は、職員にとってできるだけ働きやすい職場環境を整備し、チームワークを大切にしながら、厳しい時代を乗り越えていきたいと思っています。

理事長 福原高洋

第1章 組織図・職員数

1. 組織図

平成28年4月1日予定



2. 職員数

平成28年4月1日予定

	正職員	嘱託職員	パート職員	派遣職員	計
施設長	1				1
総務担当	1	3	1		5
ケアハウス担当	2	1	2		5
居宅介護支援担当	3	2			5
村岡デイサービス担当	6	3	6		15
村岡在宅介護支援センター		1			1
村岡ホーム担当	31	1	7	1	40
看護室	4	2	1		7
給食室	6	4	5		15
栄養担当	2				2
給食担当	4	4	5		13
地域包括支援センター	4	1			5
片瀬デイサービス担当	4	3	11		18
計	62	21	33	1	117

第2章 居宅介護支援事業

I. 目標

- 平成28年度から実施される介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」）については、利用者、家族が混乱なくサービスを利用できるように、行政と各サービス提供事業所の動向を注視して、適切にケアプランの見直しを行う。

2. 地域包括支援センター、民生委員、地域、病院等にも積極的に足を運び、信頼関係を築きながら、目標稼働率を93%とする。
3. 地域包括ケアシステムについては、村岡地域の特性に応じて、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供されるよう、多職種協働によるケアマネジメントの充実を図っていく。
4. 利用者の尊厳の保持、自立支援に向けて利用者の立場に立った総合的なサービスが提供されるように尽力する。
5. 特定事業所として信頼され選択される事業所を目指すとともに、専門性の向上を図る。

II. 内容

1. 総合事業について

- (1) 藤沢市の総合事業が平成28年10月から開始される。介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が移行し、利用者負担、利用回数、利用時間等の変更が想定される。各サービス提供事業所とのコミュニケーションを密にして情報収集し、総合事業への姿勢を的確に把握する。その上で地域包括支援センターと連携し、利用者が必要としているサービスが滞ることのないように適切にアセスメントし、プラン調整を行う。
- (2) 総合事業に関する情報を的確に収集し、地域の事業所内外のケアマネジャーを対象とした研修会を開催し、地域の頼れる事業所としてアピールしていく。

2. 稼働率の向上

- (1) 安定したケアプラン数を維持するために日ごろから地域包括支援センターや医療機関とも連携を取りながら、困難ケース等も積極的に受け入れを行っていく。
- (2) 地域における「身近な相談場所」として利用してもらえよう、在宅介護支援センターと連携し、地域に出向いて利用者確保に努めていく。
- (3) プランの受け入れについては利用者のニーズを的確に把握した上で、利用者の「できないこと」に目を向けるのではなく、「できること」を探し、活動や参加に繋げるためのケアプランを一緒に考えるとともに、心身機能や家族背景等の環境因子に応じた助言や適切なサービス調整により信頼関係を築く。

3. 地域包括ケアシステム

- (1) 認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者やその家族が地域で安心して生活を継続できるよう、地域でのネットワーク作りに積極的に協力していくとともに、日常的な生活支援(配食・安否確認等)が提供できるようインフォーマルサービスの発掘に取り組んでいく。
- (2) 地域包括支援センターを中心に行われる地域ケア会議への出席や事例検討への情報提供、医療・介護との連携にも力を入れ、地域に頼られる事業所を目指す。

4. 利用者の立場に立った総合的な支援

利用者の健康の保持、能力の維持・向上を図り、住み慣れた地域での生活を継続できるようニーズや生活実態に基づいた総合的な判断を行い、各種関係機関と連携を図りながら、質の高いサービス提供ができるように努める。

5. 特定事業所としての取り組み

- (1) 地域における高齢者福祉の拠点として、介護保険サービスだけでなく、インフォーマルサービス、コミュニティーカフェやサロン等のたまり場等、地域の方々にとって有効な「地域に根ざしたサービス」の情報を提供する。
- (2) 職員の質、専門性の向上として、施設内外での研修等に積極的に参加するとともに、主任ケアマネジャーの習得等、個々のケアマネジャーが掲げたスキルアップのための個人目標に向かって取り組んでいく。そのためにケアマネジャーを対象とした講習会等を企画し資格習得に向けて事業所全体で取り組んでいく。

- (3) 24時間連絡が取れる体制を整え、担当ケアマネジャー以外でも対応できるよう日ごろからケースカンファレンスを行い、ケアマネジャー間での情報共有を図る。
- (4) 介護支援専門員実務研修の実習協力事業所として受け入れができるように8月から9月に予定されている講習会に参加し、実習受け入れができる体制を整えていく。
- (5) 質の高い事業所として利用者、家族からの苦情や要望があった際には真摯に受け止め、必要な対応を速やかに行い事業所内で検討し改善に努める。

第3章 特別養護老人ホーム 村岡ホーム事業

I. 目標

1. 入所者一人ひとりに目を向け、いつまでも自分らしく安心して生活を送れるように支援していく。
2. 地域との関係性が深まるように、近隣地域の行事や活動に参加して非日常的な刺激を受けることで生活意欲の向上を目指す。
3. 入所者の異常の早期発見、早期対応に努めるとともに、退所期間の短縮を図りながら、利用率の目標は97%とする。

II. 内容

1. 入所者生活の充実

(1) 食事について

- ① 食事は、健康を維持する上で最も重要な行為の一つである。嗜好、希望にも十分に配慮した食事を提供することで、楽しみを感じながら生活ができるように支援する。
- ② 体調を崩した場合でも健康状態を観察しながら消化の良い軟菜食を提供する等、状態に合った食事形態を提供する。
- ③ 歯科医師等と連携し、入所者一人ひとりの口腔内状況の評価、衛生管理を行う。また、助言や指導を受けながら、「健口」を保って自分の口で食べ続けられるように日々の口腔ケアを行う。

(2) 入所者の健康管理

- ① 高齢化、重度化が進む入所者の日々の状態変化にいち早く気づき、チームが連携して迅速に対応することで、安心した生活を送れるように支援する。
- ② 入所間もない利用者は環境の変化等により心身が不安定になりやすい状況にある。入所後2週間はチェックシートを活用しながらこまめな体調管理を行い、その後の対応についてのカンファレンスを実施し、適切な対応に繋げていく。

(3) レクリエーションの充実

- ① 創作や外出、体を動かすレクリエーション等、入所者が希望する内容を可能な限り反映し、実施する。
- ② 入所者と一緒に育てた花木や野菜を観賞用だけでなく、室内装飾や試食、入浴等にも活用し、五感への刺激を受けられるような取り組みを行う。

(4) 快適で安心な生活環境への整備

- ① 居室や廊下に季節の雰囲気を感じられる装飾や作品の展示等を行い、目で見て楽しめる環境を整える。また、行事や日常の写真を掲示し、施設見学者に対しても施設の雰囲気を感じられるようアピールをしていく。
- ② 利用者懇談会の開催や介護相談員の受け入れ等を通じて入所者のニーズを確認し、可能な限り素早く対応することで入所者の満足度の向上に繋げていく。
- ③ ひやりハットケースにおいては、関わった職員だけではなく、フロアー職員全体で原因

や今後の対策を検討し、未然に防止する共通認識を持てるようにしていく。

(5) 看取り介護

- ① 本人、家族が人生の最期は「ホームで」と望み、看取り介護を行う場合において、穏やかで安らぎのある終末を迎えられるように各職種が連携する。
- ② 本人、家族の意向を踏まえた計画書を作成し、定期的にカンファレンスを行う。その内容を随時家族に報告し、揺れ動く心情を汲み取り、看取り介護への不安を取り除いていく。
- ③ 看取り介護終了後もカンファレンスを行い、実施したケアや環境の評価、更にその人の思い出を語りながら、看取りケアの向上に努めていく。また、適宜看取りに関する指針を見直すなど、体制の整備を図っていく。

(6) 地域参加

- ① 地域行事(地区のレクリエーション、市民祭り、地域防災訓練など)への積極的な観覧、参加を行う。
- ② 毎月地域清掃を実施し、町内の美化活動を行いながら地域住民と交流を図る。

2. サービスの質の向上

(1) 専門職としてのスキルアップ

- ① 職員が講師となり、介護の技術や知識を高めるための講義やグループワーク等を行う勉強会(村岡アカデミー)を毎月開催し、より専門性の高い職員を育成する。
- ② 施設内研修や外部研修、かながわ高齢者福祉研究大会等の参加を通じて、職員の専門性の向上と学ぶ意欲の高揚に努める。
- ② 職員がお互いに介護方法をチェックし合い、介護技術や知識を見直し高めるスキルアップの活動を継続して行う。

(2) 家族との信頼関係

- ① 生活担当職員が日頃の様子や報告や相談等を家族に定期的に連絡することにより、信頼関係を深める。

※生活担当職員・・・職員が数名の担当入所者を受け持ち、担当の入所者についてはどの職員よりも状況を把握するよう努めるとともに、身の周りの管理に責任を持つ職員。

- ② 年2回の家族会において、ホームでの現状を家族に伝えながら意見交換を行う。

(3) 正確な情報の共有

パソコンのネットワーク機能を利用して、職員同士が情報を共有する連絡ノート「ホットライン」を活用し、職員間の情報共有に努める。

(4) 感染症対策

- ① 日頃の手洗いや消毒等を励行し感染の蔓延防止に努める。感染症が認められた場合でも、緊張感と責任感を持ちながら、マニュアルに沿って迅速かつ適切に対応する。
- ② 施設内研修や勉強会、外部研修等を通じて職員個々の知識の向上や対応方法を学ぶ。
- ③ 感染症を発症しやすい時期には家族に対しても感染症の情報提供と注意喚起を行う。

(5) 権利擁護、虐待防止

- ① 身体非拘束・虐待防止委員会での検討事項を職員に周知し、権利擁護や虐待に対する意識を高める。
- ② 不適切なケアに対しては、勉強会や職員間で話し合う機会を作り、職員の専門性の底上げやストレス緩和を図りながら、虐待や不適切な対応の抑止に繋げる。
- ③ 入所者と家族の高齢化により、行政への手続きや財産等の管理が不安になる前に、成年後見制度や行政サービス等について、必要に応じて情報提供する。

第4章 村岡ケアステーション ショートステイ事業

I. 目標

1. 家族や居宅介護支援事業者、地域包括支援センターとの連絡を密に取り、情報の共有を図りながら要望に迅速に対応する。困難ケースに関しても前向きに受け入れ、信頼関係を築く。
2. 利用者が笑顔で過ごしていただけるように、レクリエーションの充実と安心安全に過ごせる環境を提供する。
3. 利用者の声に耳を傾け、意思・人格を尊重する。利用者の立場に立った、利用者本位の生活の提供を心掛ける。
4. ホーム入所者の空きベッドを活用しながら利用率 99%を目指す。

II. 内容

1. 家族やケアマネジャーとの信頼関係

- (1) 介護者が安心してショートステイ利用に送り出せるように、新規利用の事前調査や担当者会議に出席した際に広報紙等を活用しながら、利用中の様子を家族やケアマネジャーに紹介する。
- (2) 家族会には現場の介護職員が参加し、情報共有を図りながら意見交換することで家族との顔の見える関係作りに努める。合わせて施設の雰囲気も感じられるような内容を企画し、安心して利用いただけるよう配慮していく。
- (3) 利用中の様子が家族に分かるように、退所の際に利用状況連絡票を配布し、情報提供する。

2. サービスの質の向上

(1) レクリエーションへの取り組み

- ① 利用中の楽しみの機会を増やすため、ショートステイ利用者だけを対象とした、外出レクリエーションを企画する。
- ② 普段の生活の中でレクリエーションや体操を取り入れながら、利用者同士の交流が図れる場を提供する。
- ③ ボランティアによる慰問を積極的に受け入れ、利用者が楽しめるようなレクリエーションを提供する。
- ④ 施設で栽培した草花も取り入れながら、毎月「季節入浴」を行ない、季節感を感じながら心身共にリラックスできる時間を提供する。

(2) 安心安全に過ごせる環境づくり

- ① 利用者個々の咀嚼力、嚥下力を把握し、安全な食形態に配慮した食事を提供するとともに、食事摂取状況を観察しながら、職員がより早く異変に気づけるように配慮する。
- ② ひやりハットしたケースはその日の内にフロア内で検討し、検討内容は職員間で共有できるよう、「ホットライン」に掲示する。また、申し送りにおいて経緯や対応方法を周知し注意喚起する。
- ③ 利用者の心身の状況や注意事項等の情報を記載した用紙をホワイトボードに貼り出し、毎日の申し送りで読み上げるなどして、職員間で共通認識を持ち介護に活かす。
- ④ 村岡デイサービスや片瀬しおさい荘デイサービスを利用している利用者については、デイサービスでの直近の情報を収集し、職員間で情報を共有してより安心安全に過ごせるよう配慮する。

3. 利用率向上への取り組み

- (1) 毎月、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターへ訪問し、利用者の利用時の様子やショートステイの空き情報を提供する。現在、利用者のいない事業所にも積極的に顔を

出し、新規の利用に繋げる。

- (2) 毎朝、関係職種で利用者の情報やベッドの空き情報を共有し、キャンセル待ちの確認や延長利用の検討を行ない、できるだけ多くの方に利用していただけるように取り組む。
- (3) 在宅で散髪を行えない利用者に対して、サービス利用中に散髪を受けられるように調整を行う。
- (4) 2ヶ月に1度、施設の日常の雰囲気や行事の様子等がわかる写真やコメントを載せた広報紙「村岡通信」を作成し、各居宅介護支援事業所に配布する。ケアマネジャーに対して、利用者がどのように過ごしているかイメージを伝え、利用の継続と新規利用に繋げる。

第5章 村岡ケアステーション デイサービス事業

I. 目標

1. 利用者に対するサービスの提供

より多くの利用者に「今日も来て良かった」と心から思っただけけるよう、一人ひとりに合ったサービスを提供し、個々の利用者の満足度を上げる。また、**通所介護計画やケア内容等については、計画(P)、実行(D)、検証(C)、改善(A)をより細かく行い、様々な角度から随時見直すことで、最適なサービスを提供するよう努めていく。**

2. 総合事業に対する取り組み

要支援の利用者や家族に対して、総合事業にスムーズに移行できるよう、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と連携し、十分な説明を行っていく。また、事業開始にともない市町村が実施する「基本チェックリスト」を基に事業対象者として新たな需要が出ることも予想されるため、関係機関と連携を図り、サービスが必要な高齢者を積極的に受け入れていく。

3. 利用者数及び利用率向上への取り組み

- (1) 新規利用者の獲得、複数回利用を勧めるため、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等への営業活動を積極的に行う。
- (2) 生活状況や身体状況の変化にも迅速かつ柔軟に対応し、個々の利用者や家族が必要としているサービスを提供することで、安心して長期間利用していただけるように努める。
- (3) 年に2回開催しているバイキング等の機会に見学会を実施し、ケアマネジャー等を招待して事業所の取り組みを紹介する。
- (4) 目標利用率を83%とする。日々の参加利用者数を増やしていく他、7時間のサービス利用者数も増やしていく努力をする。

II. 内容

1. 利用者の状態に変化があった場合には、随時、カンファレンスを開き、利用者や家族にとって最適な援助ができる体制を整える。
2. 随時、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターに訪問して、紹介していただいた利用者の利用状況の報告、空き状況の情報提供、事業所の雰囲気等を説明しながら、顔の見える身近な関係性作りに努める。また、新規利用者及び複数回利用の依頼には迅速に対応し、信頼関係を深める。
3. 新規利用者に対してはスムーズな受け入れや統一したケアを行うため、初回利用前日にカンファレンスを開き、事業所内で情報共有する。また、趣味や特技を活かせる場を提供するなどして初回から心地良く利用していただけるよう配慮し、定期利用に繋げていく。利用後は家族や担当ケアマネジャーに利用時の様子を直接伝え、信頼関係を築く第一歩とする。

Ⅲ. その他の取り組み

1. 相談業務（機能）の強化

利用者や家族、関係機関等からの相談に対しては迅速かつ的確に応える必要がある。個々のケースに対する経緯や経過をしっかりと把握した上での総合的な判断が求められるため、生活相談員としての役割や機能を強化し、利用者が必要としているサービスの提供に繋げる役割を果たしていく。

2. 計画書の刷新

現在の計画書の書式を変更して、利用者及び家族のニーズや長期・短期目標をより詳細に記載することで中身の濃い、精度の高い計画書にするとともに、業務の効率化を進めていく。

3. 口腔ケア

利用者一人ひとりに対して、食事前の口腔体操から食事摂取場面、食後の口腔ケアに至るまでの援助を引き続き実施していくことで、口腔内の健康維持や誤嚥性肺炎の予防に努める。

4. 機能訓練

身体機能の維持を目的として行い、利用者の身体状況に合わせて機能訓練を実施することで、在宅での生活が継続できるように援助をする。また、利用者や家族の希望もできる限り取り入れることで、より一層、機能訓練に取り組む意欲を引き出す。

5. レクリエーション

- (1) 全体のレクリエーションはより多くの利用者が楽しめるよう、常に内容を刷新してマンネリ化を防ぐ。創作レクリエーションについては季節に合わせた内容を企画し、フロア内の装飾も手掛けていただく。
- (2) 訪問ボランティアによる音楽演奏等は好評を得ており、定期的に訪問していただけるように依頼していく。

6. 食事

利用者の意見を可能な限り反映し、嗜好に合った食事を提供していく。また、利用者の大きな楽しみとなっている年2回開催のバイキングも給食室と連携し実施する。

7. 利用者や家族との信頼関係の構築

利用者懇談会や家族見学会を開催して直接意見を伺い、改善点や要望については素早い対応を取ることで満足度、信頼度を高める。

8. ボランティアとの関わり

「村岡福祉を支える会」や「いきいきパートナー事業」のボランティアは欠かせない存在である。事業所として信頼され、快くボランティアいただけるよう、日々の関わりやコミュニケーションを大事にしながら、地域との関係もより深いものとしていく。

9. デイサービス会議の開催

常に利用者の立場に立ったサービスを提供するため、業務の問題点や改善点について話し合いを持ち、職員の業務に対する姿勢・意識を高める。

第6章 片瀬しおさい荘 デイサービス事業

I. 目標

1. 総合事業への対応

平成28年10月より総合事業が開始となり、要支援の利用者は市町村が委託する総合事業へ移行する。移行時、混乱なくサービスが利用できるよう、地域包括支援センターや居

宅介護支援事業所と連携を図り、利用者及び家族へ丁寧に説明していく。

2. 利用率向上の取り組み

- (1) 利用者、家族とコミュニケーションを重ねて意向を把握し、多様なニーズに迅速に対応できるように質の高いサービス提供に努める。
- (2) 定期的に居宅介護支援事業所や地域包括支援センターに訪問し、利用者の状況を報告するとともに空き情報を伝え、新規利用者の獲得に努める。
- (3) 目標の利用率が達成できるよう、定員に満たない時には最大限の努力をし、臨時利用の声掛けをしていく。
- (4) 利用率 97%を目標とする。

II. 内容

1. 利用者の状況把握とサービス提供

- (1) 利用者に状態変化が見られた場合には、居宅介護支援事業者や地域包括支援センターへ相談し、担当者会議の開催や状態区分の見直しを提案していく。
- (2) 総合事業への移行にともない、要支援認定を受けた利用者や基本チェックリストにより事業対象者となった利用者は、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と連携を図りながら、担当者会議等を通じて適切にアセスメントを行う。食の確保や保清目的など、日常生活に支障がありサービスが必要だと判断された利用者に対しては適切なサービスを提供できるよう支援していく。

2. 加算や特色あるサービスに向けての取り組み

(1) 口腔ケア

- ① いつまでもおいしく食せるよう歯磨きを習慣化させ、歯周病や誤嚥性肺炎の予防を行っていく。
- ② 3ヶ月ごとにモニタリングを行い、ケアマネジャーに情報提供していく。

(2) 機能訓練

- ① 利用者の体力に合わせたプログラムを作成し、利用者一人ひとりの日常生活に必要な筋力の維持に努めていく。
- ② 体力に合わせたグループに分かれ、楽しみながら機能訓練を行う。

(3) 食事

食事は利用者にとって楽しみの一つであるので、給食室と連携し満足いただけるようなメニューを提供していく。また、年2回のバイキングを開催する。

(4) レクリエーション

- ① 訪問ボランティアの音楽演奏や太極拳、ダンスなどは利用者が楽しみにされている。定期的に訪問していただけるよう依頼、調整していく。
- ② 老人会のボランティアグループの協力を得ながら、折り紙や習字、塗り絵、指編み、脳トレーニングなどの個別レクリエーションの充実を図る。
- ③ 全体のレクリエーションでは、運動やゲーム、季節を感じられる内容も企画していく。

III. その他の取り組み

(1) 利用者や家族との信頼関係の構築

- ① 年1回家族会を開催し、デイサービスの一日の流れや家庭での様子、感染症など情報共有や勉強会を行う。また、利用中の様子を実際に見てもらうとともに、レクリエーションへの参加も促がしていく。
- ② 利用者懇談会を年2回開催し、利用者職員とのコミュニケーションの機会を作り、利用者からの意見をサービスに反映させていく。

(2) 感染症対策

インフルエンザやノロウイルス等が流行する前に、施設内研修やデイサービス会議の

中で勉強会を行う。勉強会に参加できない職員に対しては、感染症の対応方法を収めたビデオを教材として情報の共有を図り、注意喚起を行う。万が一、感染者が出た場合には、感染マニュアル等に従い蔓延防止に努めるとともに、職員が感染源にならないように体調管理に留意する。また、感染対応の備品管理を適切に行う。

(3) ボランティア

日々活動していただいているボランティアは、利用者のお世話や毎日の業務をサポートしていただく欠かせない存在である。また、訪問のボランティアは音楽・踊りなどの特技を持った方々で、利用者にとっては楽しみの一つとなっている。引き続き協力をお願いするとともに、新規のボランティアの受け入れも積極的に行なっていく。

(4) デイサービス会議

月1回会議を開催し、利用者のケアの統一や業務の問題点などを話し合い改善していく。また、定期的に個別のカンファレンスを行う。

第7章 村岡在宅介護支援センター事業

I. 目標

地域の頼れる相談場所として地域包括支援センターや関係機関と連携し、高齢者の見守りを実施する。また、藤沢型地域包括ケアシステムの推進に向けて各関係機関と情報交換し、顔の見える関係を大切にした地域づくり・ネットワークの構築に努める。

II. 内容

1. 地域との連携

- (1) 「村岡福祉を支える会」は本会創設時からボランティア団体として、大きな力を発揮していただいている。会主催の地域のお茶飲み会も参加者が少なくなっているが、集客力が上がるように助言し、少しでも新しい参加者が集まり、地域のたまり場として定着できるように支援していく。
- (2) 村岡地区福祉ボランティアセンター「ぬくもり」の運営に協力し、連携を図っていく。また、施設会員としてボランティアの受け入れや各地域の交流会に参加し、地域の施設として周知していく。
- (3) 地域の老人会やお茶飲み会に参加し、地域高齢者のニーズを把握するよう努める。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護保険制度等についての情報提供や「元気なうちから介護予防・健康増進プログラム」を取り入れた生活を提案しながら、住み慣れた地域で自分らしく生活できるように支援していく。

2. 家族介護者教室の開催

介護に必要な知識の習得や介護軽減等を目的とし、家族介護者教室を年3回開催する。

3. 一般介護予防事業

(1) サロン元気の開催

片瀬地域包括支援センターと連携し、健康や心身の機能保持、仲間作りや地域活動について関心を持っていただくため、講義やゲームなどを実施する。

藤沢市では10月から総合事業が開始され、サロン元気も新たなサービス提供体制に移行する予定であり、9月までの間に9回の開催を予定している。

(2) 認知症予防講座の開催

65歳以上の高齢者を対象に認知機能の改善、向上、維持のための知識や技術を広く啓発し普及させることにより、介護予防を意識した生活を送れるように、村岡地区、片瀬地区それぞれ3回ずつ実施する。

4. 藤沢市「いきいきパートナー事業」への協力

65歳以上の元気な高齢者が社会参加を通して、健康維持と介護予防を図ることを目的として市が実施している事業であり、本会もボランティア活動受け入れ施設として登録している。引き続きボランティアの受け入れを積極的に行う。

5. 緊急通報システム事業

利用家族、協力員、担当ケアマネジャーや関係機関と連携しながら在宅生活を支援していく。

- (1) 安否確認や事前の情報収集を中心に利用者の生活の状況を把握し、緊急時の対応がスムーズに取れるようにする。
- (2) 9月～12月に定期訪問を実施し、機器のテスト通報及び使い方、緊急時の対応（主治医・緊急連絡先など）を利用者と確認する。また、その際に協力員宅を訪問し、日頃の協力体制に感謝しながら疑問や対応の確認をする。
- (3) ここ数年、介護保険を利用されている方が増え、担当ケアマネジャーとの連携が重要となっており、担当者会議の依頼も増えている。関係者間で共通認識を持ちサービス内容や緊急時の対応を確認しながら在宅生活を支援していく。
- (4) 年1回協力員連絡会を開催し、対応方法の確認を行うとともに、協力を依頼していく。

6. 地域ささえあいセンター開設にむけて

藤沢市は身近な地域で気軽に立ち寄ることができ、地域の様々な人との交流を深め、生活上の問題について相談をすることができる場の創出を図るため、地域福祉サービスの拠点施設「藤沢市ささえあいセンター」を順次整備しており、平成28年度においても公募があると聞いている。これまでに培ってきた各地域の老人会・民生委員・自治会等との繋がりを大切に、更なる村岡地域の福祉に貢献していくため、要件等を勘案しながら応募を検討する。

第8章 片瀬地域包括支援センター事業

I. 目標

片瀬地区の地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域の団体と事例を通して「力合わせ」を行う。地域の様々な社会資源と公的なサービスを活用して、介護から医療までのサービスが一体的に提供できるように進めていく。

平成28年10月からの総合事業の実施に向け、平成29年3月までスムーズに移行できるように詳細をしっかりと把握し、利用者及び家族に説明を行う。また、新たに公的サービスが必要な場合には、効果的なサービスが提供できるように支援する。

II. 内容

1. 総合事業への移行

現行の介護予防給付における訪問介護と通所介護の利用者は平成28年10月から平成29年3月までの6ヶ月間で、認定更新時やモニタリング時等で新しい総合事業に移行される。片瀬地区では250人から280人の移行を見込んでいる。

平成28年2月の給付実績を参考

(単位：人)

総合事業（移行）		専門的な介護サービス					
生活援助	デイサービス	身体介護	デイケア	訪問看護	訪問リハ	レンタル	ショートステイ
135	127	7	6	26	4	90	2
262		135					

2. 総合相談支援・権利擁護

(1) 総合相談支援

早期に把握した相談については、緊急性の有無、専門的な判断や継続的な支援が必要なのかを的確に見極め、看護師・社会福祉士・ケアマネジャーで対応し共有していく。

(2) 権利擁護

- ① 高齢者虐待、消費者被害、認知症による周辺症状等について、地域団体、商店へ啓発活動を行い、社会的に孤立しないように早期把握、緊急時の対応に努めていく。
- ② 成年後見制度について、出張講座などで周知活動を行い、判断能力が低下している対象者については、親族に制度の説明及び活用ができるように案内をする。

3. 包括的・継続的ケアマネジメント

(1) 地域の社会資源との連携体制作り

片瀬地区の地域包括ケアシステムの構築に向けて、既に地域の事例を通して一部の団体とは連携が図れてきている。新たに平成 26 年に地域団体との活動を知るために、交流会を通じて「顔合わせ」、平成 27 年は事例を通して団体同士の意見交換と具体的な地域の助け合いを検討する「心合わせ」を行った。平成 28 年は高齢者の生活が医療から介護まで一体的に行えるように「力合わせ」を行うことで各団体の機能活用と連携を図る。

(2) ケアマネジャー支援

毎月のモニタリング報告、サービス事業者、地域からの相談、把握した事例について必要に応じて多機関との連携を図り、個別支援を行う。また、地域のケアマネジャーを対象に医療との連携についての研修を開催する。

4. 介護予防事業

(1) 予防事業

現行の一次・二次予防事業は平成 28 年 9 月までとなり、10 月より総合事業へと移行する。事業の実施にともない、現行の一次・二次予防事業は藤沢市の制度に従って対応する。

(一次予防：からだいきいき教室、食べる機能改善教室、

二次予防：認知症予防、元気はつらつ健康、お口の健康と栄養講座など)

(2) 介護予防プラン

総合事業の実施に向け、対象者に十分な説明を行い、新しい事業への移行に際し混乱しないように配慮する。また、新たに支援が必要な方については、本人の希望するサービスなどを踏まえて適切な介護予防事業が利用できるようにサービスを提供する。

5. その他

片瀬地区の地域包括ケアシステム構築に向けて、小地域ケア会議や地域団体との活動を通じて「力あわせ」を行い、地域力を高める。また、医療機関、商店、駅などに定期的に訪問し、地域の情報入手や見守り啓発活動を行う。

第 9 章 軽費老人ホーム 村岡ケアハウス事業

I. 目標

1. 本会理念に基づき、入居者の自助・互助精神を尊重し、自立した健康的な生活が送れるよう支援体制を整える。
2. 入居率を維持するため、待機者の確保を行う。

II. 内容

1. 入居者対応

- (1) 入居者の高齢化や重度化にともない、職員間の円滑な情報共有を図り、適切な援助に繋げるよう努める。
- (2) 自立した生活が送れるよう、食事・入浴及び共有エリアの整備等の援助を行う。
- (3) 24時間の緊急時ナースコール対応を行う。

2. 入居待機者の確保

- (1) 地域包括支援センターや民生委員等の関係者に対し、空き情報に加え、入居待機者募集等の情報を提供する。
- (2) ホームページを活用し、入居待機者に関する募集内容を発信する。
- (3) 相談・見学をしていただいた方を、従来の入居者・待機者の区分に加え「待機準備者」とし、定期的に連絡を入れる等、関係性の維持を図る。

3. ボランティアの受け入れ・行事等

- (1) アトラクション及び活動支援をしていただけるボランティアを随時受け入れる。
- (2) 買い物同行（4ヶ月毎）、作って食べよう会（年2回）を実施する。
- (3) ハンドベル演奏会やお茶飲み会等、入居者の自主活動を支援する。
- (4) ホームへのボランティア活動として「清拭たたみ」「ウエスカット」を実施する。
- (5) 給食室の仕込み手伝いとして野菜のカットを行う。
- (6) 行事食の新企画・満足度向上のため給食室との連携を強化していく。

4. 環境整備

現在のケアハウス浴室は集団入浴前提の大浴場となっており動線の全てに手すりが設置できず、洗い場・浴槽とも入居者のADL低下に対応できないため、転倒等の事故リスクが高まってきている。自身での入浴が難しくなった入居者はデイサービスを利用するなど、外部の入浴サービスを利用することが増えてきている。

現状における入居者のADL低下及び今後のケアハウス事業の継続にあたり、入居者が安心して入浴できるよう、浴室を大浴場から個人浴へと転換することを中心とした改修を年度内に実施する。

第10章 保健・衛生管理

I. 目標

入所者や利用者が健やかで安心して生活できるように、嘱託医や関係職種と連携を密に図り、日頃の健康状態を把握する。日常生活の中から状況の変化を的確に捉え、異常の早期発見、早期対応に努め健康維持を図る。

II. 内容

1. 入所者・利用者の健康管理

(1) ホーム入所者

① 日々の健康管理

日々の観察やバイタル測定、疾病等の既往歴から入所者の日頃の健康状態を把握するとともに、介護職員と連携し、申し送りや食事、水分、排泄状況、体重等の把握、管理を行い、異常の早期発見に努める。また、異常時には早めの対応が取れるよう嘱託医等と連携し、健康維持を図る。

② ターミナルケア

医師から終末期であると判断された場合、生活相談員やケアマネジャーと連携した上で看取りケアに関する説明を適切に行い、当施設で最期まで暮らすことを希望され

た利用者に対して、家族や嘱託医、ケアマネジャー、介護職員、管理栄養士等と連携し、看取りの指針に基づいたケアを実施する。看取りの指針やその他看取り介護の実施体制については、適宜適切な見直しを行う。

③ 入所者、家族との信頼関係の構築

医療検査の結果や医療の見地から気になるケースに関しては、面会時やケアカンファレンス等を通じて、できるだけわかりやすく適切に家族に説明し、理解を得るよう努める。

④ 経口摂取の維持

栄養ケア会議等を通じ、嘱託医や関係職種と連携し、経口維持に関する管理を行う。

⑤ 褥瘡対策

褥瘡の予防や改善のため、褥創対策検討委員会において関係職種と連携し、対応方法の検討や観察、処置を行うなど、医療看護の視点から助言等を行う。

(2) 在宅サービス利用者

① ショートステイ利用者

必要に応じ、家族や担当ケアマネジャー等に相談や情報提供を行い、安心して在宅での生活が送れるよう医療上、介護上必要な助言を行う。

② デイサービス利用者

定期的な健康管理を行うとともに、必要に応じて家族や担当ケアマネジャー等に対して医療的見地からの相談や助言を行い、在宅での生活がスムーズに送れるよう支援する。

誤嚥性肺炎の予防やできるだけ自分の口で食事できる楽しみを継続できるよう口腔機能の向上に努める。また、個々の利用者の心身の状態を勘案し、生活意欲が増進されるよう機能訓練を実施する。

2. 職員の心身の健康管理

嘱託医や医療機関等と連携し、健康診断、インフルエンザ予防接種、ストレスチェックを実施し、職員の健康管理を行う。

3. 感染症対策

(1) 感染症に対する情報収集や伝達を行い、利用者及び職員の異常の早期発見と初期対応を適切に行う。

(2) 感染症が発生した際は関係職種間で情報共有を行い、二次感染予防のための環境衛生への配慮を行う。

(3) 感染症対策委員会は3ヶ月に1回以上、定期的を開催して情報交換や予防及び蔓延防止の対策について検討するとともに、その内容を全職員に周知し、意識を高める。

(4) 感染症が発生した場合に備え、消毒等の備品管理を適切に行う。

4. 教育的活動他

(1) 施設内研修などを通じ、感染症対策や医療に対する知識等について指導を行う。

(2) 日常のケアに関して、衛生管理に関する注意喚起や衛生的なケアの励行を行う。

第11章 栄養管理・調理

I. 目標

1. 本会理念に基づき、利用者一人ひとりを大切にされた食事を提供する。

(利用者が食事を楽しみとされ、職員が安心して利用者に提供できる食事作り)

2. 各サービス事業所と連携・情報共有し、給食室として柔軟に対応できる体制を構築する。

3. 日々の食事を通して、給食室として何ができるかを常に考え、実行する。

II. 内容

1. 「利用者に喜ばれる食事」に向けて

(1) 通常業務の見直しと業務の安定化

- ① ベテラン・中堅・新人それぞれが経験に応じて技術水準を高め、力を発揮し、全体的なチーム力の底上げを図る。
- ② 1日あたりの人員配置や日課を随時見直し、業務の安定化を図る。

(2) 調理計画の徹底

より温かい食事を提供するため、業務を円滑に進めるために、フルタイム職員は事前に調理計画を立て、当日のミーティングにてそれを共有し業務にあたる。また、各々が自身の作業時間(仕込み・調理・盛付け・洗浄)を把握し、業務の効率化及び安定化を進めて、作業時間中のゆとりを確保することで、事故やひやりハットの予防に努める。

(3) 各サービス事業所に応じた食事の提供

食事は、生活の中でも大きな楽しみの一つであるため、各サービス事業と連携して、季節毎の行事食やバイキング、利用者の意見を反映した希望食やリクエストメニューの提供を行う。

特にデイサービス事業においては、直営厨房の利点を活かし、利用者に満足していただける、楽しみとされる食事を提供し、利用率アップに貢献する。

2. 栄養ケアマネジメントを基礎とした食事作りへ（ホーム・継続事業）

- (1) ケアマネジャー、介護職員、看護職員等の多職種と連携し、栄養ケアマネジメントを行い、それをもとに利用者一人ひとりに合った、きめ細やかな食事を提供し、利用者の健康維持・増進を図る。
- (2) 利用者やその家族と直接、お話する機会を増やし、栄養ケアマネジメント及び日々の食事に反映させ、信頼関係を築いていく。

3. 衛生管理意識の向上

- (1) 食中毒を起こさないために手洗いを徹底し、厨房内の設備や器具類は常に清潔に保つようにする。
- (2) 給食室内ミーティングや研修等で感染症や食中毒に対する知識を深め、「おいしく・安全な食事」の提供を行う。
- (3) 万が一、感染症が認められた場合でも情報共有しながら、感染症マニュアルに沿って適切な対応を行い、蔓延防止に努める。
- (4) 給食室職員が感染源にならないように日々の体調管理に留意する。

4. 地域への取り組み

- (1) 在宅介護支援センターと協力して、介護者教室やサロン元気等の講義や教室を行い、参加者に食の大切さを知っていただく機会を作る。
- (2) 毎月の地域清掃に積極的に参加し、防犯や環境美化に努める。

第12章 消防・防災

I. 目標

1. 災害の規模にかかわらず、有事の際にスムーズな行動が取れるよう、平時において具体的な準備・訓練を実施し、職員の理解を深める。
2. 有事の際に地域社会と連携できるよう、より良い関係を構築する。
3. 社会福祉法人の使命から、地域・利用者に対して大規模災害の際でも可能な限り事業が継続できるよう、有事の際の対応について検討を継続していく。

II. 内容

1. 建物調査・自主点検・備蓄品点検・消防用設備点検

	項目	回数／年	実施者	内容
①	定期建物調査	1回	外部専門業者	不備があった際は安全に係る箇所の修繕を迅速に行い、非常時への備えとする。
②	火気・電気・消防用器具点検	2回	自主点検	
③	備蓄品在庫点検	2回	自主点検	常時使用できるよう点検・入れ替えの実施。
④	消防用設備点検	2回	警備会社	設備等の外観機能点検ならびに総合点検。緊急時・設備異常が発生した場合、迅速に対応できるよう提携を継続。

2. 防災訓練

	項目	回数／年	内容
①	防災（消防）訓練	2回	災害発生状況に合わせ具体的行動計画を立案する。計画に基づき職員教育を実施。（4月・10月。4月は夜間想定訓練）
②	救急救命訓練	1回	AED装置の使用訓練の実施。（11月）
③	※ 緊急連絡訓練	1回	緊急連絡網を使用した伝達訓練の実施。
④	防災無線教育	1回／月	通信網が遮断された際に使用する防災無線（MCA無線）のテスト通報（毎月実施）時に、より多くの職員が対応できるよう操作体験の機会を作る。また、上記①の10月に参加職員に操作方法の周知を行う。

※これまで電話による緊急連絡網を使用して訓練を実施してきたが、電話が受けられない職員には情報が伝わらない、また連絡が届くまで時間がかかる等、電話のみの連絡に限界があった。そこで今期は、緊急時の迅速性や情報の正確性を高めるため、ICTの活用により携帯電話メールを利用した情報の一斉配信の訓練方法を検討していく。

3. 地域社会との連携

村岡地域にある社会福祉法人として、有事の際に連携できる関係を構築する。また、その役割への理解と認識を深める。

- (1) 地域防災訓練への参加。
- (2) 福寿祭や地域清掃等、地域との関係性強化。
- (3) 共に地域を担うボランティアとの協力体制強化。

第13章 職員研修計画

I. 目標

1. 本会理念及び職員教育理念に基づき、人と共感できる豊かな人間性を備えた職員の教育、育成を行う。
2. 認知症及び認知症ケアに係る知識・技術の向上を図る。
3. 経験や技能に応じて、学びたい意欲、向上心を引き出す施設内外の研修参加率を高め、組織において求められる能力やスキルを高めることのできる人材を育成する。
4. 上昇志向を持った職員を奨励し評価しながら、法人全体の学びの意欲や専門性を高めるような組織作りを目指す。
5. 利用者の人権を尊重し、権利擁護や個性性を重視したケアに尽力できる職員を育成する。
6. 広い視野を持ち、自身で考え行動できるような中堅リーダーを育成し、現場での職員指導にあたることで全体の知識や技術、人間性等の底上げを図る。

7. サービス業として接遇やマナーのスキルを高め、利用者や家族、地域社会から認められる職員を育成する。
8. 積極的に実習生を受け入れ、適切、かつ親身に指導することで職員の指導経験を蓄積し、知識や技術等のレベルアップに反映させる。

II. 計画

1. 施設内部研修（予定）

	研修内容	対象職員	担当
4月	新人研修（3月下旬～）	新人職員	各研修担当
	4/6（水）施設内研修：内部研修及び外部研修報告会 （認知症ケア、プライバシー保護、倫理及び法令遵守、災害発生・緊急時の対応、感染症の予防と蔓延防止、接遇）	全職員	片瀬デイサービス担当
	村岡アカデミー	希望職員	ホーム担当職員
5月	村岡アカデミー	希望職員	ホーム担当職員
6月	人事考課査定、面談	全職員	課長・主任
	村岡アカデミー	希望職員	ホーム担当職員
7月	6/2（木）かながわ高齢者福祉研究大会事例発表	担当職員	ホーム・給食室
	村岡アカデミー	希望職員	ホーム担当職員
8月	事業所別自己評価 デイ、ホーム、居宅	—	課長・主任
	村岡アカデミー	希望職員	ホーム担当職員
9月	村岡アカデミー	希望職員	ホーム担当職員
10月	10/12（水）施設内研修：内部研修及び外部研修報告会 （高齢者虐待・グレーゾーン、身体非拘束、ターミナルケア・ターミナルケアの精神的援助、食中毒の予防と蔓延防止、腰痛予防）	全職員	村岡デイサービス担当
	村岡アカデミー	希望職員	ホーム担当職員
	救命救急更新研修	希望職員	
11月	11/2（水）施設内研修：内部研修発表・演習 事故・ひやりハット事例検討及び再発防止、 感染症（インフルエンザ・ノロウイルス）の予防と蔓延防止について AED講習	全職員	居宅介護支援担当
	村岡アカデミー	希望職員	ホーム担当職員
12月	人事考課査定	—	課長・主任
	村岡アカデミー	希望職員	ホーム担当職員
1月	村岡アカデミー	希望職員	ホーム担当職員
2月	介護サービスの情報公表 居宅・デイ・ホーム・ショートステイ	担当職員	担当職員
	村岡アカデミー	希望職員	ホーム担当職員
3月	新人研修（下旬～）	新人職員	各研修担当
	村岡アカデミー	希望職員	ホーム担当職員

	今年度個人目標評価及び来年度個人目標設定	新人職員 全職員	課長・主任
--	----------------------	-------------	-------

※村岡アカデミー・・・主に介護職員を対象に、事務局が設定したテーマを職員が講師となり、自由参加の職員に座学、実践等の形式で講義を行う、相互のスキルアップを目的とした研修。

2. 施設外研修予定

研修種別	研修内容	対象職員
接遇・マナー	サービス業としての挨拶や笑顔、コミュニケーション技術の他、社会人としてのマナー等。	全職員（新入社、中途採用含む）
認知症ケア	認知症の特徴や周辺症状についての知識と理解を深め、認知症利用者に対する適切な対応方法について、等。	介護職員
口腔ケア	口腔ケアの重要性や具体的方法等。	介護職員、栄養士 看護職員
感染症の予防と蔓延防止	施設内で発生が危惧される感染症についての知識向上と実践的な対応方法について。	全職員
ボディメカニクス	介護者の腰痛予防や利用者の安全性の向上を目的に、移動、移乗介助について力学的相互関係を学び介護に活かす。	介護職員
看取り介護	看取り期における身体的・精神的苦痛を緩和するケアと介護者及び看護者の精神的フォローについて、等。	介護職員 看護職員
リーダー・中堅職員育成	円滑な組織作りのためのリーダーや中堅職員としてのマネジメントスキルの向上、他職種との連携について、等。	リーダー職 中堅職員
ファシリテーション	会議や担当業務など、組織や参加者の活性化、協働を促進させる活動について。	全職員
記録の書き方	記録の目的や正確に他者に伝える手法について、ケアプランと連動した記録の書き方等。	介護職員を中心とした全職員
高齢者虐待・権利擁護に関する研修	高齢者虐待や不適切なケアを防ぐための取り組みについて、権利擁護や成年後見等についての各種研修。	全職員
苦情解決・対応	苦情対応の過程を振り返り、今後活かしていく取り組みについて。	全職員
災害時対応	災害時における具体的対応や普段からの心構え、施設全体の取り組み等に関する研修。	全職員
人事労務管理	人事管理、労務管理に関する研修。	総務職員
医療と介護の連携協働	多職種が連携、協働していくために必要な心構えやシステム作り。	介護職員 看護職員
専門職の資格取得・新任、更新研修	介護福祉士や介護支援専門員等の資格取得や新任、現任及び更新に向けての各種研修。	資格取得者 受験者
介護支援専門員資質向上	ケアマネジメントの質の向上や主任介護支援専門員に向けての各種研修。	介護支援専門員
地域包括支援センター職員研修	地域包括ケアシステムや介護予防事業に関する研修全般。	地域包括支援センター職員
給食関連研修 栄養士研修	調理や栄養ケアマネジメント全般に関して。	給食室職員
各種介護技術	介護技術全般の質の向上に関わる内容。	介護職員

平成28年度 主な行事予定

	ホーム (ショートステイ)	ケアハウス	村岡 デイサービス	しおさい デイサービス	在宅介護 支援センター	地域包括 支援センター	その他
4月	・家族会4/3 ・花見	・お花見と外食会 ・踊りの会 ・お茶クラブ ・朗読会	・村岡かわら版 ・桜観賞	・しおさい便り ・桜鑑賞	・サロン元気4/25	・公園体操 ・福祉ボラしおさい総会 ・サロン元気 ・恒陽マンション出張講座	・施設内研修4/6 ・防災訓練4/6 ・備蓄品等点検
5月	・さつまいも植付け(中旬) ・アニマルセラピー ・ホームハウス交流会 おやつ喫茶5/13 ・ユニットレク楓5/31	・お菓子作り ・ホームハウス交流会 おやつ喫茶	・バイキング ・菖蒲湯4/29～5/5	・端午の節句 ・菖蒲湯4/29～5/5	・サロン元気5/23 ・村岡小地域ケア会議	・公園体操 ・片瀬小地域ケア会議 ・片瀬地区運営推進会議 ・サロン元気 ・ひまわりサロン ・地区社協介護のつどい	
6月	・ショートステイ家族会 ・利用者健康診断 ・ユニットレクばら6/27	・手作り食べよう会(夕食) ・習字教室 ・みんなで歌おう ・ドライブと外食会	・利用者懇談会 ・家族会 ・運動会6/8～14	・バイキング ・あじさい鑑賞	・サロン元気6/6, 13, 27 ・家族介護者教室 (3回)	・公園体操 ・南浜老人会出張講座 ・サロン元気	・消防用設備総合点検 ・かながわ高齢者福祉 研究大会6/2
7月	・利用者健康診断 ・七夕行事食7/7	・七夕飾り ・踊りの会 ・お茶会 (藤が岡中学校)	・七夕7/1～7/7 ・村岡かわら版	・七夕7/1～7/7 ・しおさい便り ・利用者懇談会 ・家族会	・サロン元気7/4, 25 ・村岡小地域ケア会議 ・認知症予防講座 (3日間)	・公園体操 ・サロン元気 ・片瀬地区運営推進会議 ・ひまわりサロン ・恒陽マンション出張講座	・夏祭り福寿祭7/22
8月	・衣類販売 ・ユニットレクゆり8/29	・買い物ツアーと外食会 ・衣類販売 ・朗読会 ・みんなで歌おう	・夏祭り8/22～8/28	・夏まつり 8/9～8/14	・サロン元気8/22	・公園体操 ・片瀬山町内会車椅子講習会 ・サロン元気	
9月	・日枝神社祭礼 ・敬老会、祝い膳9/19 ・ユニットレク柿9/30	・子供みこし見学 ・敬老会 ・ハンドベル演奏発表会 ・図工クラブ	・敬老会9/13～9/19	・敬老会 9/13～9/18 ・アニマルセラピー	・サロン元気9/26終了 ・村岡小地域ケア会議 ・緊急通報定期訪問 ・認知症予防講座 (3日間)	・公園体操 ・片瀬地区運営推進会議 ・片瀬小地域ケア会議 ・サロン元気 ・ひまわりサロン ・南浜老人会出張講座	・職員健康診断
10月	・ホームハウス交流会 おやつ喫茶10/21 ・さつまいも収穫(下旬) ・村岡バイキング10/28	・習字クラブ ・お菓子作り ・ホームハウス交流会	・文化祭(家族見学会)	・運動会10/4～10/10 ・公民館祭り ・しおさい便り		・公園体操 ・公民館まつり出張相談 ・恒陽マンション出張講座 ・地区社協介護のつどい	・施設内研修10/12 ・防災訓練10/12
11月	・インフルエンザ予防接種 ・家族会11/6 ・ユニットレク楓11/28	・買い物ツアーと外食会 ・朗読会 ・踊りの会	・バイキング ・もみじ観賞	・バイキング ・もみじ鑑賞	・村岡小地域ケア会議	・公園体操 ・片瀬地区運営推進会議 ・片瀬小地域ケア会議 ・ひまわりサロン	・施設内研修11/2 ・AED研修11/2 ・備蓄品等点検 ・職員インフルエンザ 予防接種 ・ストレスチェック
12月	・ユニットレクばら12/12 ・クリスマス行事食12/24	・朗読会 ・図工クラブ ・クリスマス会12/25 ・クリスマス行事食12/25	・クリスマス会 12/23～12/25 ・忘年会12/26～12/31 ・柚子湯	・クリスマス会 12/19～12/25 ・忘年会 ・柚子湯		・公園体操 ・南浜老人会出張講座	・建物定期調査 ・消防設備機器点検
1月	・正月祝い膳1/1 ・ユニットレクゆり1/27	・新年会(祝膳)1/1 ・みんなで歌おう ・お茶クラブ	・新年会1/4～1/10 ・利用者懇談会 ・村岡かわら版	・新年会1/4～1/10 ・しおさい便り	・緊急通報協力員会議 ・村岡小地域ケア会議	・片瀬地区賀詞交換会 ・片瀬小地域ケア会議 ・ひまわりサロン	
2月	・節分・豆まき2/3 ・衣類販売	・節分・豆まき2/3 ・習字教室 ・手作り食べよう会(夕食)	・節分1/28～2/3	・節分1/28～2/3 ・利用者懇談会		・ブロック地域ケア会議 ・片瀬地区運営推進会議	・夜勤者検診
3月	・ひな祭り行事食3/3 ・ユニットレク柿3/25	・雛祭り行事食(夕食)3/3 ・買い物ツアー	・雛祭り2/25～3/3	・雛祭り3/25～3/3 ・消防訓練	・村岡小地域ケア会議	・片瀬小地域ケア会議 ・ひまわりサロン ・南浜老人会出張講座 ・地区社協介護のつどい ・片老連交流懇親会	
毎月	・誕生会 ・利用者懇談会 ・村岡アカデミー ・変わり湯	・誕生会 ・ハンドベルクラブ ・お茶のみ会	・誕生会 ・変わり湯 (ミント・ローズマリー ・タイム・レモンバームなど)	・誕生会 ・変わり湯		・民生委員定例会 ・片瀬ボラ出張相談・出張講座 ・片瀬老人連合会 ・片瀬市民センター情報交換	・地域清掃